

令和6年度

特別養護老人ホーム開設事業者募集要項

令和6年4月5日

福岡市 福祉局 介護保険課

## — はじめに —

福岡市では、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

令和6年度からの3か年を計画期間とする第9期福岡市介護保険事業計画においては、第8期計画に引き続き、日常生活圏域について、概ね中学校区単位を基本とする59圏域を設定し、身近な地域に、多種・多様なサービスが存在し、利用者にとって適切なサービスが提供されるように事業所整備を推進するとともに、以下の整備方針に基づき整備を進めています。

＜第9期計画期間における整備方針＞

- ① 在宅生活を支えるサービスの拡充
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

特別養護老人ホームは社会福祉法人が運営する事業であり、地域包括ケアの拠点としての役割も期待されていることから、事業計画にあたっては、地域の実情を把握し、その実情に応じた支援を積極的に提案するなど、地域の方や医療機関、他の介護保険事業所、関係団体等との連携・関わりを密にさせていただき、地域に開かれた事業所運営を目指してください。

## — 目次 —

1	募集内容について	1
2	応募要件について	2
3	応募手続きについて	3
4	施設開設までの日程について	10
5	審査・採択方法について	11
6	施設計画・人員基準について	15
7	資金計画について	21
8	法人について	24
	(別紙1) 日常生活圏域別整備状況	26

# 特別養護老人ホームの整備募集について

## 1 募集内容について

### (1) 募集定員

**地域密着型、広域型、増床を合わせて 80 人分**

### (2) 募集対象事業

事業別の内容は、次のとおりです。

#### 創 設

ユニット型特別養護老人ホームを新規に福岡市内に設置する事業とします。

- **地域密着型特別養護老人ホーム**

(定員 29 人以下、サテライト型居住施設含む。)

※ 地域密着型特別養護老人ホームにおいては、1 床以上のショートステイ床を設置すること。

- **広域型の特別養護老人ホーム**

(定員 30 人以上 80 人以下)

※ 広域型の特別養護老人ホームにおいては、定員数の 10%以上のショートステイ床を設置すること。

#### 増 床

福岡市内の広域型既存特別養護老人ホームの同一敷地内又は隣地における増床(ユニット型に限る)を行う事業とします。

- **広域型の特別養護老人ホーム**

(増床後の定員が 100 人以下となるものに限る。)

### (3) 整備対象地域

市内全域(ただし、以下の①、②にご注意ください。)

① 広域型の特別養護老人ホームの整備対象地域は本市の市街化区域内に限ります。

また、市街化調整区域内における、サテライト型居住施設を含む地域密着型特別養護老人ホームの創設や既存施設の増床などは、開発許可担当部局からの許可が見込まれるものに限ります。市街化調整区域の土地での応募を検討されている場合は、事前にご相談ください。

② 特別養護老人ホームが中重度の介護を必要とする高齢者が入所する施設であることを踏まえ、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域を整備予定地とする計画は避けてください。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水深 1メートル以上の浸水想定区域等の土地での応募の場合、補助金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

## 2 応募要件について

### (1) 募集対象事業者

社会福祉法人、今回の計画に併せて新たに社会福祉法人を設立する団体を対象とします。また、過去に採択された事業者も応募可能です。

※ 福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者は応募できません。

なお、応募事業者については、法人の役員（および施設長予定者）全てについて、福岡県警察本部へ暴力団員の有無に関する照会を行います。

### (2) 整備事業年度

整備事業年度は、原則、以下のとおりです。

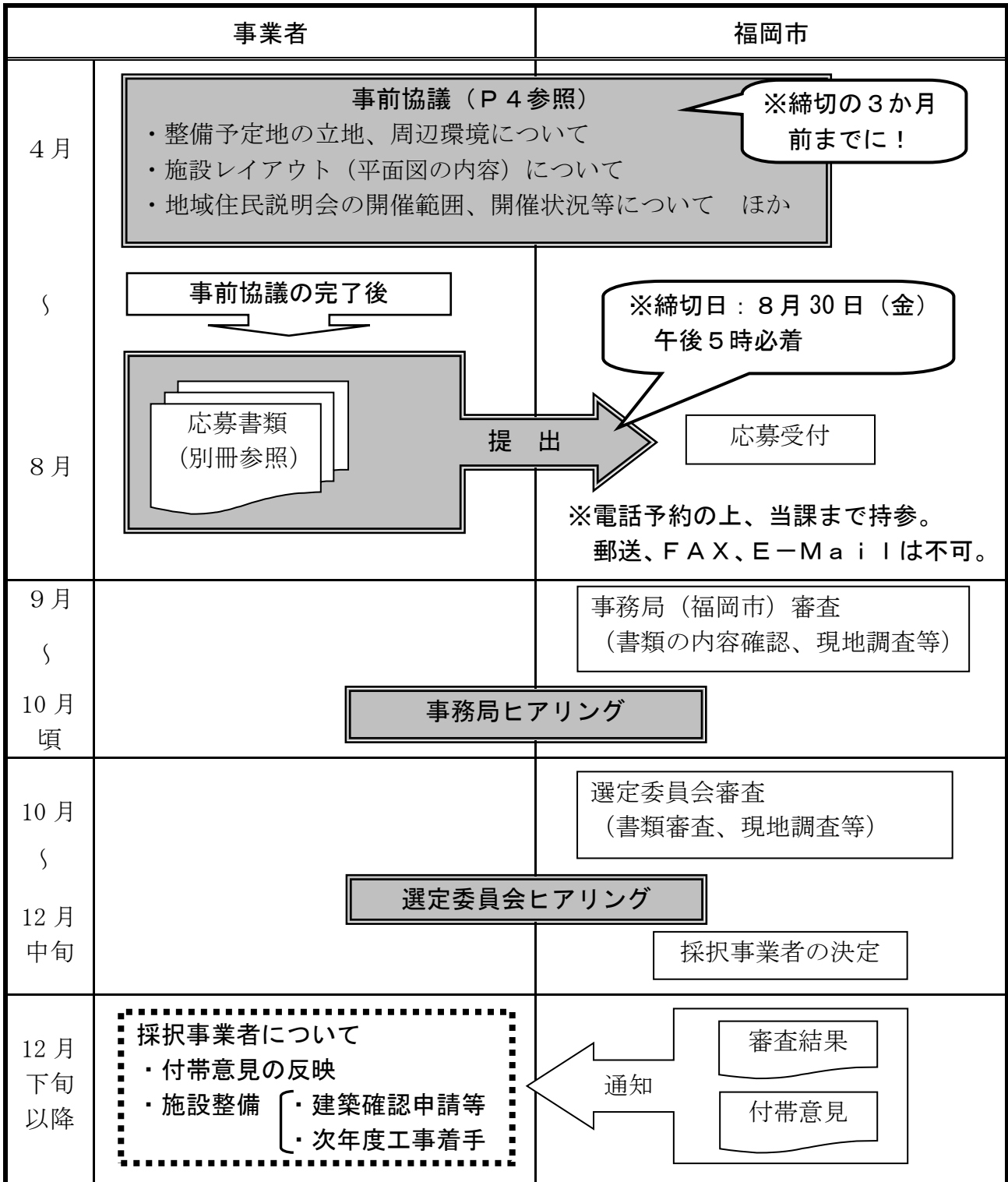
●地域密着型特別養護老人ホームの創設、広域型の特別養護老人ホームの増床  
：令和7年度の単年度事業

●広域型の特別養護老人ホームの創設  
：令和7年度から令和8年度にかかる2か年事業

なお、補助金の交付を受けずに整備を行う場合においては、採択され、事後協議完了後、令和6年度内の事業着手が可能です。ただし、事業所の新規指定に係る事前協議や指定申請等の手続きは別途必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

### 3 応募手続きについて

○令和6年度特別養護老人ホーム事業者採択までの流れ



※ 審査結果については、採択・不採択に関わらず、全応募事業者に通知します。また、採択された場合は、法人名、整備予定地等を福岡市ホームページに公表します。

※ 採択事業者には、審査結果通知後にその後の手続き関係資料を配付します。

## (1) 応募書類提出前の事前協議について

書類の提出にあたっては、下記の内容について、あらかじめ必ず福岡市との協議を行うこととします。なお、事前協議の完了後に応募書類の提出となります。

### 【事前協議に必要な書類】

- ① 事前協議書
  - ・ホームページ掲載の様式を使用すること
- ② 整備予定地の位置図
  - ・駅やバス停、病院等近隣の状況が分かる縮尺のもの
  - ・正確な住所地が分かるもの
- ③ 現地写真
  - ・整備予定地とその周囲が分かるようなもの（8枚程度）
  - ・写真を撮った方向を地図に示した位置図・施設配置図
- ④ 平面図等設計図書
  - ・基本設計段階程度のもの（間取り、面積（内法）、寸法等が分かるもの）
- ⑤ 勤務体制及び勤務形態一覧表
  - ・ホームページ掲載の様式を使用すること

### 【事前協議の内容】

- ① 整備予定地の立地、周辺環境について
- ② 施設内レイアウト（平面図の内容）について
- ③ 地域住民説明会の開催範囲、開催状況等について

※ 例年、設計図書についての詳細な協議には1か月程度要し、その後の地域住民説明会にも1か月程度を要しております。また、国有地を活用する計画において、地域との調整にさらなる時間を要します。よって、5月末日までには応募地を決定し、初回の事前協議を行ってください。

#### (お願い)

来課される際は、事前の電話連絡にて協議の予約をしてください。例年、複数の事業者と協議を行っており、事前連絡がなく協議中に来課された場合などは、対応できない場合があります。

また、設計会社等の担当者のみでの協議には応じることができませんので、必ず運営を希望される法人の担当者の来課をお願いします。

なお、協議の形式は原則来庁によることとしておりますが、来庁が困難であるやむをえない事情があれば、ZOOM等を活用したオンラインでの協議も可能ですのでご相談ください。

## (2) 地域住民への説明について

施設開設後の運営に当たっては、地域住民の理解及び協力が必要不可欠です。

従って、開設予定地の地域住民に対しては、必ず事前に説明等を実施し、建設工事は元より開設後の事業運営を円滑に行えるよう、十分な理解や協力が得られる体制を整えることが重要となります。

### ① 説明の対象範囲について

原則として、整備予定地の町内会または自治会（以下「町内会」という。）及び整備予定地の町内会に隣接する町内会を対象に説明会を行ってください。

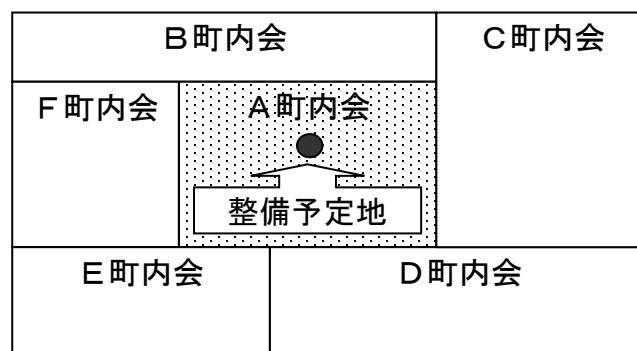
つきましては、必ず説明会の対象範囲について福岡市と事前協議を行った上で、対象範囲を決定してください。

例) 整備予定地がA町内会の場合  
(右図参照)

説明会の対象範囲は、

- ・ A町内会 ・ D町内会
- ・ B町内会 ・ E町内会
- ・ C町内会 ・ F町内会

以上の6町内会となります



### ② 説明会の開催にあたって

ア 説明会の実施に際しては、地域の代表者（町内（自治）会長、公民館長等）にも協力を依頼し、地域の実情を十分に把握してください。

※ 町内会に入っていない住民もいますので、回覧だけに頼る周知は避けてください。

※ 説明会とは別に、計画地の隣地住民には、もれなく説明を行ってください。連絡がつかないなど、直接説明を行うことが出来ない場合も、必ず代替となる対応を取ってください。

イ 下記例のように、可能な限り多数の参加者が見込めるよう開催場所や開催日時等を配慮してください。

- 例) ・ 開催時刻を午前と午後に分けて開催する  
・ 平日と土日の2回以上に分けて開催する

ウ 説明会においては、事業所の開設が決定したかのような誤解を招くことのないように、応募中の段階であり、今回の提案が採択されない場合がある旨を必ず説明してください。

エ 採択・不採択にかかわらず、審査結果通知後速やかに、応募事業者は審査結果を地域の代表者及び住民へ伝えるようにしてください。

### (3) 応募書類について

応募書類は、「提出書類一覧表」を確認の上、提出してください。書類の提出に際しては、以下のとおり体裁を整え、A4サイズのドッチファイルやフラットファイル等に綴じたものを13部（正本1部、副本12部）提出してください。

提出後の問い合わせに対応できるように、提出書類一式の控えを保管しておいてください。提出された書類は返却できません。

なお、必要に応じ、「提出書類一覧表」以外の書類や選定委員会資料用として追加部数の提出を求める場合があります。

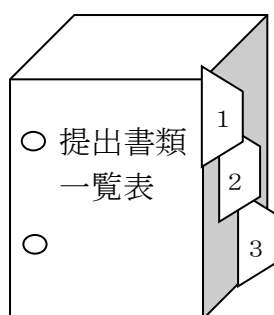
#### 【応募書類作成方法】

- ① ドッチファイル等の背表紙に、「令和6年度特別養護老人ホーム開設事業者募集社会福祉法人〇〇〇」「正本（副本）」の表示をする。
- ② 提出書類一覧表（チェック済みのもの）を付ける。
- ③ 提出書類一覧表の番号ごとに仕切紙（白紙の表紙）をつけ、各仕切紙にインデックスをつける。インデックスは番号のみ記載する。
- ④ 資料を綴じる順番は、提出書類一覧表の順番のとおりとする。
- ⑤ 資料はA4サイズを基本とする。平面図等でA3サイズとなる場合はA4サイズに折り畳む。
- ⑥ 可能な限り、両面コピーにする。
- ⑦ 契約関係書類など契約者同士で原本を保管するものは、応募に際しては写しの提出で構いません。また、その場合は、以下のとおり原本証明をしてください。

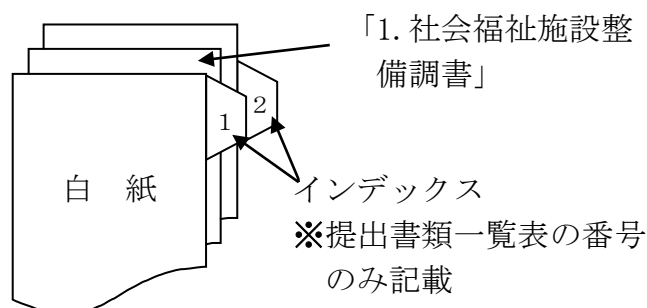
(例)

この写は原本と相違ありません。			
年	月	日	
社会福祉法人	〇	〇	〇
理事長	〇	〇	〇 〇 印

(例) 応募書類の提出形態



(例) 仕切紙、インデックス





#### (4) 応募に際しての留意事項

- ① 施設整備計画に基づく応募書類の作成等、応募書類提出に要する経費については、採択・不採択にかかわらず、すべて応募事業者の負担となります。
- ② 応募締め切り後の事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点から不可とします。ただし、福岡市からの指示により書類を修正・追加する場合は除きます。
- ③ 法人名・圏域・整備予定地・サービス種別・定員数の情報については、地元説明会で公開する内容のため、応募締め切り日以降、問い合わせがあった場合、閲覧または口頭にて公表します。
- ④ 提出された個人情報については、施設選定の目的に限り利用し、他の目的には利用することはありません。なお、個人情報を除く協議書等については、法令または条例に基づき公開する場合があります。
- ⑤ 応募事業者に対して審査結果通知後、採択された事業者については、法人名、整備予定地等を福岡市ホームページに公表します。
- ⑥ 下記に該当する場合、応募書類の受理を行いません。
  - ア 福岡市との事前協議が完了していない場合
  - イ 応募書類の内容等に不備がある場合
  - ウ 地域住民への説明会を行ったものと認められない場合（特段の理由なく説明会を開催しなかった場合、説明会の開催が困難な状況で代替措置を行わなかった場合等）
  - エ 建設用地について、建築基準法による接道要件の確認や開発許可に伴う道路のセットバック要件等、その他の法令等による制限について各所管課と協議を行っていない場合
  - オ 建設・運営自己資金を借入により調達した場合
  - カ 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合
- ⑦ 下記に該当する場合、審査を行うことなく応募事業者を失格とします。

また、審査結果通知後に下記に該当することが判明した場合は、採択された場合であっても、採択結果を取り消し、応募事業者を失格とします。

  - ア 選定委員会の選定の前後に、応募事業者が選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
  - イ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
  - ウ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合
  - エ 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合
    - ・重要事項（整備場所、施設種別、定員、階数、資金贈与者等）を福岡市の承諾なく変更した場合（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要となります。）

- ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合  
(預金残高が借入によるものと判明した場合)
- ・建設用地について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認された場合

オ 暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者及び福岡市暴力団排除条例に反する行為を行う者であることが判明した場合

カ 上記のほか、市長が不適切と認めた場合

#### (5) 応募書類の提出期限について

事前協議が完了した応募事業者は、下記期限までに書類の提出をお願いします。

例年、締切日近くは相談が多くなりますので、期限に余裕を持って提出してください。

**令和6年8月30日（金）午後5時必着（期限厳守）**

電話予約の上、当課に持参してください。

※ 郵送・FAX・E-Mail等による提出は不可。

#### (6) 応募書類の提出先（問い合わせ先）

福岡市役所 福祉局 高齢社会部

介護保険課 介護計画係

(福岡市中央区天神1丁目8-1 12階)

TEL : 092-733-5452

FAX : 092-726-3328

E-mail : [kaigo-keikaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kaigo-keikaku@city.fukuoka.lg.jp)

## (7) その他

### ① 介護施設整備に利用可能な国有地について

財務省では、「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより、介護施設整備を促進することとしています。介護施設整備に利用可能な国有地は、下記のとおりです。

番号	圏域	所在地	数量	用途地域	建ぺい率	容積率
1	博多第5	福岡市博多区麦野2丁目7番6	3,118.26 m <sup>2</sup>	準工業	60%	200%
2	中央第2	福岡市中央区舞鶴3丁目142番2	1,706.39 m <sup>2</sup>	商業	80%	400%

詳細については、財務省福岡財務支局の担当課にお問い合わせください。

なお、同一の土地で複数の応募があった場合は、1法人のみの採択とします。

#### 【福岡財務支局 管財部 第一統括国有財産管理官】

所在地：福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号（福岡合同庁舎本館4館）

TEL：092-411-9043

福岡財務支局HP：<https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/kanzai/pagefkhp00300020.html>

減額貸付制度：<https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/content/000269198.pdf>

### ② 障がい者施設・保育所（施設内保育施設含む）との併設について

障がい者施設や保育所との併設による整備をご検討される場合は、介護保険課のほか、下記の担当課にご相談ください。

なお、当該公募事業の採択をもって、障がい者施設や保育所等の事業に関する認可等を約束するものではありませんのでご留意願います。

#### 【障がい者施設関係】

福祉局障がい者部障がい福祉課（本庁舎12階）

TEL：092-711-4249

#### 【保育所関係】

認可の場合：こども未来局子育て支援部運営支援課（本庁舎13階）

TEL：092-711-4114

認可外の場合：こども未来局子育て支援部保育支援課（本庁舎13階）

TEL：092-711-4596

### ③ 辞退について

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出していただきます。

（様式任意）

また、整備事業者として採択された後に辞退することは、本市事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

なお、事業採択後に辞退があった場合は、選定委員会へ事業者名や辞退理由等について報告を行いますので、理由等によっては次年度以降の応募について審査に影響する場合があります。

## 4 施設開設までの日程について

【社会福祉法人を新設し、令和7年度から令和8年度の2か年で整備する場合の一例】

	福岡市	建築関係	補助金	福祉医療機構	認可・指定関係
R6 12月	採択通知				
R7 1月	実施設計協議			事前相談	
2月		実施設計			法人審査会
3月					
4月		建築確認申請			法人設立認可申請 ※法人審査会で承認された後に申請
5月					
6月			交付申請(初年度)		法人設立認可通知 ※通知後、速やかに法人設立登記
7月		入札指名通知	交付決定通知		
8月	入札立会	入札・入札結果届 契約		借入申込 借入申込受理	
9月		工事着工	抵当権設定報告 着工届	※受理前の土地購入・建築 工事契約禁止	
10月				貸付内定通知	
～省略～					
R8 3月	出来高検査(40%)		事業実績報告書		
4月			補助金支払(初年度) 交付申請(2年目)		
5月			交付決定通知		事前協議
6月					施設認可申請 施設指定申請
7月	竣工検査	竣工	事業実績報告書		
8月			補助金支払(2年目)		
9月		開設	抵当権設定完了報告		施設認可通知 施設指定通知

※補助金の詳細は P21 を参照してください。

## 5 審査・採択方法について

### (1) 選定委員会審査項目及び着眼点について

応募書類の受理後、書類審査、現地調査、ヒアリング等を行い、学識経験者等の外部委員で構成された「福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会（高齢者施設）」（以下「選定委員会」とする。）に諮り審査及び意見聴取を行い、市長が事業者を決定します。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で、今後、特別養護老人ホームの役割として、介護に関する専門知識・人材を有する施設として、その資源やノウハウを最大限に活用し「地域福祉の拠点」として、在宅サービスの提供や地域の在宅高齢者への支援を行うなど地域と共存し、積極的に地域貢献することが求められます。

地域貢献については、福岡市が定める重要評価項目としており、介護予防事業の推進や健康づくりへの取り組み、介護保険制度外の高齢者支援など地域の実情に応じた取り組みや提案を期待します。

また、利用者が住み慣れた地域において、多様なケアの選択が可能となるよう、同一圏域において同一法人が運営する施設等が過度に集中することがないような整備計画としてください。

### ■選定委員会審査項目及び着眼点等

（○：プラス評価、△：マイナス評価の例）

審査項目	審査の着眼点及び留意点について	配点
財務状況	公認会計士等の専門家による評価	10点
建築設備	建築士等の専門家による評価	10点
地域包括ケアの取り組み	<p><b>■ 福岡市の定める重要評価項目について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防・健康づくりの推進や生活支援の取り組み、ユマニチュード<sup>®</sup>や認知症カフェ等の認知症の人を支援する取り組みなど、地域包括ケアシステムの構築に寄与する取り組みを行っている</li> <li>○法人（専門職員等）の持つ社会資源・知識を地域へ還元する取り組みを行っている</li> <li>○介護保険制度外の高齢者支援や災害時支援・緊急支援などにおいて、地域に貢献できる計画となっている</li> <li>○在宅系サービスの実施を計画するなど、地域に開かれた施設計画となっている</li> <li>○放課後の子どもの居場所づくりなど、多世代交流拠点となるような計画となっている</li> <li>○地域の実情を把握し、その実情に応じた具体的な支援が計画されている</li> </ul>	20点

	<p>■ 医療的ケアや協力医療機関の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的処置が必要な高齢者の受け入れに対する理解がある</li> <li>○重度要介護者の受け入れ実施に伴う職員配置や協力医療機関等の確保が適切である</li> <li>○ターミナルケアに対する理解がある</li> </ul>	
計画内容	<p>■ 介護サービスの質及び居住性に配慮した計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「施設の設計にあたって特に留意する点」（募集要項 P 16～19 参照）に配慮されている</li> </ul> <p>■ 周辺事業者との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺事業者との連携を含めた地域に開かれた事業計画となっている</li> <li>△既に当該地域で施設等を運営している法人（関連法人を含む）によって、囲い込みや閉鎖的な運営が行われている</li> </ul> <p>■ 利用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○居住費と食費は厚生労働省が定める基準額以下（日額居住費 2,066 円、食費 1,505 円）とすることが望ましい</li> <li>※利用料金について、望ましい金額を超える居住費・食費を設定する場合は、その積算資料を添付して下さい</li> </ul> <p>■ 非常災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>△高齢者に配慮した避難経路、避難計画となっていない</li> </ul> <p>■ 地域からの意見・要望を取り入れた計画となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>△地域のニーズを把握しておらず、計画に反映されていない</li> </ul> <p>■ 地域住民に対する説明が十分であり、理解や賛同を得られているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>△地域住民に対しての説明が不足しており、反対の意見がある</li> </ul>	20 点
周辺環境	<p>■ 市全体から見た適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別養護老人ホームの整備が比較的進んでいない地域である（日常生活圏域ごとの整備状況については募集要項 P 27～29 を参照）</li> </ul> <p>■ 生活環境、周辺環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地など施設が地域とのつながりを保つことができる立地環境である</li> <li>○交通事情、地理的条件等、施設の機能が十分果たせる位置にある</li> <li>○日照、騒音等、地域の環境に配慮されている</li> <li>○入所者等の健康管理、治療等ができる医師を施設の近くに確保できる</li> <li>△ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域などに指定された、災害時の危険性が高い地域である</li> </ul>	10 点

運営法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設立趣意等や福祉に対する取り組み、理解について <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉を目的とする経営理念が施設運営に反映されている</li> <li>△地域福祉の推進や在宅サービスに対する視点がない</li> </ul> </li> <li>■ 法人の役員構成について（募集要項P25、26参照） <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の役員構成は適切である</li> </ul> </li> <li>■ 家族や地域住民との交流について <ul style="list-style-type: none"> <li>○家族や地域住民との具体的な交流計画を立てている</li> <li>○地域交流室を設置している</li> <li>○ボランティア（福岡市介護支援ボランティア等）やふれあい相談員の受け入れが計画されている</li> </ul> </li> <li>■ 介護に関するノウハウについて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニットケアやユマニチュード®についての知識経験が十分である</li> </ul> </li> <li>■ 情報の開示・提供の体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>△情報の管理、情報開示に関する体制や手順が定められていない</li> </ul> </li> <li>■ 相談・苦情への対応の体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>△相談・苦情に対する体制が整っていない</li> </ul> </li> <li>■ BCP（業務継続計画）について <ul style="list-style-type: none"> <li>○BCP（業務継続計画）を策定している又は策定する計画がある</li> </ul> </li> </ul>	10点
従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員配置・職員の待遇状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の採用計画、職員研修の取り組みが適切である</li> <li>○看介護職員の配置が手厚い</li> <li>○職員の賞与がある</li> </ul> </li> <li>■ 施設長について <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長にふさわしい人格、能力、経歴である</li> </ul> </li> <li>■ 職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の離職防止のための取り組みを行っている</li> </ul> </li> </ul>	10点
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画を確実に実現、継続できるか <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画を総合的に判断し、長期的に安定した運営ができる</li> </ul> </li> <li>■ その他の事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外で、障がい者・元気高齢者の雇用や子育て支援を促進するなど、特色のある取り組みが計画され、評価の対象となり得るものがある</li> <li>○地球環境に配慮した設備の導入に配慮している</li> </ul> </li> </ul>	10点
計		100点

## (2) 審査方法

具体的な採択の手順等は、以下のとおりとします。

- ① 選定委員が審査項目ごとに評価を行います。合計点数が基準点（満点の6割）未満の場合は不採択とします。
- ② 基準点以上の点数を獲得した法人について、以下に掲げる応募の場合は、合計点数にそれぞれ加点します。
  - ア 特別養護老人ホーム未整備の日常生活圏域における応募の場合（募集要項P27～29参照）、5点を加点します。

市内における適正配置の観点から、特別養護老人ホーム未整備の日常生活圏域の解消を目的に加点を行います。
  - イ（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム又は地域密着型特定施設入居者生活介護との併設での応募の場合、5点を加点します。（左記から複数の事業を併設する場合も5点のみ加点）

ただし、地域密着型サービスの基本方針である「家庭的な環境」という点や施設への移行促進に繋がる恐れがないかなど十分に配慮された計画としてください。
- ③ 原則として、合計得点の高い順に募集定員に達するまで採択します。ただし、募集定員上に位置する法人を採択することによって、大幅に募集定員を超える場合は、募集定員内に納まるよう下位の法人を採択することがあります。

※ 併設する他事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）については、一体的に審査します。



## 6 施設計画・人員基準について

福岡市は、社会福祉法の趣旨に鑑み、応募事業者が運営する既存施設及び新施設において「福岡市介護保険サービス利用者負担金の社会福祉法人による軽減制度事業」の実施や、災害発生時の高齢者等の要援護者の受け入れ施設として、新施設において「高齢者福祉避難所協定」を締結することを申込みの条件とします。

施設の設計、事業計画、人員の配置を検討するにあたっては次の条例、規則、諸基準、通知その他の関係法令等に基づき、十分に検討の上、適切な計画を策定してください。また、建築基準法及び消防法その他関係法令及び関係通知も合わせて遵守するほか、本市が策定した各種計画・指針等にも配慮してください。

さらに、利用者が介護を要する高齢者であることに配慮した建物の形態とするため、「福岡市福祉のまちづくり条例」の誘導基準や「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」のデザインのポイントを可能な限り満たしてください。

- 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び同条例施行規則（令和6年4月1日施行）
- 福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び同条例施行規則（令和6年4月1日施行）
- 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び同条例施行規則（令和6年4月1日施行）
- 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）

※ なお、「福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について」や「介護保険指定事業者集団指導」など本市ホームページに掲載している内容も併せてご確認の上、事業計画等に反映させてください。

### 【掲載場所】

福岡市ホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html>

#### 【福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 5 介護サービス事業所の運営指導・監査 > 考え方・通知 > 福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について

#### 【介護保険指定事業者集団指導】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 5 介護サービス事業所の運営指導・監査 > 集団指導

(1) 施設の設計にあたって特に留意する点

㊦：基準に定められた事項 ㊧：公募にあたり配慮いただきたい事項

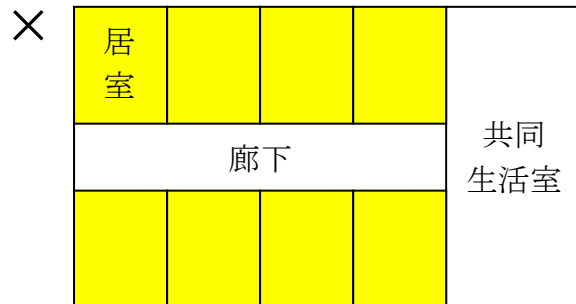
項目	特に留意する点
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>㊧ 各ユニットの入口は玄関らしいしつらえにすること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ ユニットの独立性を保つこと（緊急時を除き、玄関以外から別のユニットへ行き来できないようにすること）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 職員の動線を短くするために、ユニット内に鍵付きの収納スペースを分散して設けること（処方薬等の保管も含む）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ ユニットごとに個人情報に配慮した記録スペースを設けること（ユニット内に介護スタッフ室は特に必要としない）</li> </ul>
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>㊦ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること</li> <li><input type="checkbox"/>㊦ 居室の面積は、トイレ・収納を除く有効内法面積が 10.65 m<sup>2</sup>以上とすること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ トイレ、洗面設備を各居室に設けること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 入口扉は引戸とすること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 造り付けの家具や収納は最小限とし、持ち込んだ家具等を利用できるスペースを確保すること</li> </ul>
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>㊦ 適切な広さを備えていること（2 m<sup>2</sup>にユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とする）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 食事スペースの近くに手洗いが出来る設備を設けること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 居室を雁行させる等変化をつけ、落ち着きのある空間とすることが望ましい（見通しの良過ぎる空間では居心地が悪い）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 食事スペースに加え、リビングスペースを確保することが望ましい（別途、居場所となりうるコーナーを設けることが望ましい）</li> </ul>
洗面設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>㊧ 居室やユニット内の共用部分に設置する洗面設備等は、車いすでの利用を想定した高さ・形状であること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 衛生管理上、共用の洗面でタオルの使い回しをしないようにすること（使い捨てのペーパータオルや使いきりの小さなタオルを設置できるようにすること）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 感染症対策を考慮した位置に設置することが望ましい</li> </ul>
キッチン	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>㊧ 入居者も一緒に調理配膳等を行えるよう配慮することが望ましい</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ キッチンから共同生活室を見通せるような配置とすること（対面式のキッチンが望ましい）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 複数人（2～3人）が利用できるスペースを確保すること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 引出し型の収納等に対応ができるよう、流しの後のスペースを確保すること（調理者の後ろを通り抜けることができる程度）</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 煮炊きができるキッチンにすること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 食器棚や冷蔵庫等を置くスペースがあること</li> <li><input type="checkbox"/>㊧ 包丁や洗剤等の危険物を安全に保管（スペースの確保、施錠できるものに保管等）できるようにすること</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>㊦ 出入口の幅は、内法による測定で、1 m以上とすること</li> </ul>

	<input type="checkbox"/> ㊦ 施設の延べ床面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の場合は、共用部分に福祉型トイレを設置し、その中にオストメイトの方用の設備を設置すること（所管課と協議を行うこと） <input type="checkbox"/> ㊦ 共同生活室に隣接して、福祉トイレを設けることが望ましい <input type="checkbox"/> ㊦ すべてのトイレは壁で仕切り、出入り口は扉とすること（カーテンやアコーディオンカーテンは不可） <input type="checkbox"/> ㊦ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること <input type="checkbox"/> ㊦ トイレの中で利用者を介助できるスペースを適切に確保すること（扉や便器の配置にも配慮すること）
浴室 脱衣室	<input type="checkbox"/> ㊦ 浴室は介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること <input type="checkbox"/> ㊦ 浴室の出入口の幅は、内法による測定で、1 m以上とすること <input type="checkbox"/> ㊦ 1つのユニットに対し、1つの個浴を設けること（介護用リフトを設けることが望ましい） <input type="checkbox"/> ㊦ 個浴の浴槽は2方向以上からの介助ができること（3方向介助が望ましい） <input type="checkbox"/> ㊦ 施設内には1つ以上の機械浴を設けること <input type="checkbox"/> ㊦ 浴室と脱衣室の温度差に配慮していること <input type="checkbox"/> ㊦ 浴室及び脱衣室は介護ができるスペースを確保し、適切な広さとすること（広すぎると冬場は寒くなる） <input type="checkbox"/> ㊦ 機械浴を複数ユニットで利用する場合は、共用スペースから利用できる動線を確保すること（他のユニットを通り抜けないこと）
洗濯室又は 洗濯場	<input type="checkbox"/> ㊦ 清潔用の洗濯機と汚物用の洗濯機を別にする
廊下	<input type="checkbox"/> ㊦ 廊下の幅は、内法有効 1.8m以上、中廊下の幅は 2.7m以上とすること（地域密着型の場合、片廊下 1.5m以上、中廊下 1.8m以上）
バルコニー	<input type="checkbox"/> ㊦ ユニットが2階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること <input type="checkbox"/> ㊦ 幅は、内法による測定で 90 cm以上とすること（室外機を除く内法有効）
汚物処理室	<input type="checkbox"/> ㊦ 処理槽を設け、汚物を一時保管できる程度の広さをユニットごとに確保すること <input type="checkbox"/> ㊦ 一時保管した汚物を集約できる場所をユニット外に設けること <input type="checkbox"/> ㊦ 臭気等が流れ出ないように天井まで区画すること <input type="checkbox"/> ㊦ 清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること（リビング・台所を通らずに汚物をユニット外に搬出できるよう配慮すること）
ドア	<input type="checkbox"/> ㊦ 有効開口幅を 1 m以上確保することが望ましい（車いすが通過できる最低幅：80 cm）
床	<input type="checkbox"/> ㊦ 転倒防止や職員の腰痛負担軽減に配慮すること
パブリック スペース	<input type="checkbox"/> ㊦ エントランス等パブリックスペースを設置する場合は、適切な広さとすること
地域交流室	<input type="checkbox"/> ㊦ 地域に開かれた施設となるよう、地域交流室の設置が望ましい <input type="checkbox"/> ㊦ 地域交流室は、会議室・研修室・ボランティア室等、多目的に使用できる兼用の部屋として差し支えない

玄関 ※ユニット 内玄関除く	<input type="checkbox"/> ☒ 玄関・外回り部分は利用者が訪れやすい雰囲気とすること（アプローチ、植栽等） <input type="checkbox"/> ☒ 風雨等が直接入り込まないように、玄関には風除室を設けること
医務室	<input type="checkbox"/> ☒ 血液汚染された物等を洗うことができるようにする等、感染防止のため、清潔・不潔のものが混在しないよう配慮すること
調理室	<input type="checkbox"/> ☒ 必要機器が入る広さかどうか、専門業者と事前に協議すること <input type="checkbox"/> ☒ ワゴン等を保管できるスペースを確保すること <input type="checkbox"/> ☒ ダクトの配置等近隣に配慮すること
図面レイアウト上の 注意事項	<input type="checkbox"/> ☒ 居室、共同生活室、浴室、事務室等の内法面積を記載すること <input type="checkbox"/> ☒ 併設整備の場合、事業別の面積も記載すること <input type="checkbox"/> ☒ 設計図には実際に配置する家具等を記載し、介護動線が確保されているかどうかを確認できる図面にすること <input type="checkbox"/> ☒ スタッフの動線に配慮し、かつ利用者の安全が確保されたつくりとすること <input type="checkbox"/> ☒ 建物外回りに駐車場や植栽、ゴミ集積所、受水槽、室外機等を記載すること（駐車場については、駐車台数がわかるよう記載すること）
その他	<input type="checkbox"/> ☒ 手すりやスロープを必要箇所に設けること <input type="checkbox"/> ☒ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること <input type="checkbox"/> ☒ ユニット又は浴室を3階以上に設ける場合は、3階以上の各階に通じる特別避難階段を2か所以上設けること <input type="checkbox"/> ☒ 計画段階で施設長等を確保し、参画させることが望ましい <input type="checkbox"/> ☒ 職員の動線を短くするために、介護材料室を分散して設けること <input type="checkbox"/> ☒ 洗剤等の誤飲の恐れがあるものの収納場所は共用部分に設けること <input type="checkbox"/> ☒ 職員用の休憩室、更衣室を設けること <input type="checkbox"/> ☒ 相談室を設けることが望ましい <input type="checkbox"/> ☒ エレベーターは2機以上設置することとし、うち1機はストレッチャー対応とすること（地域密着型の場合は、ストレッチャー対応エレベーター1機で可） <input type="checkbox"/> ☒ 階段室のドアは緊急時自動開錠するものとする（非常時の避難経路等も含めて、建築主事、消防署に相談すること） <input type="checkbox"/> ☒ 原則として、夜勤とは別に宿直者を配置する必要があるため、宿直スペースを確保することが望ましい <input type="checkbox"/> ☒ 車いすや季節用品等の保管や、書類管理等ができる倉庫等を適宜設けることが望ましい <input type="checkbox"/> ☒ その他、利用者や従業員の移動、清潔・不潔の動線について配慮すること <input type="checkbox"/> ☒ 地球環境に配慮する観点から、直近の地球温暖化防止活動環境大臣表彰又は気候変動アクション環境大臣表彰（開発・製品化部門）を受賞した技術・製品の導入に配慮することが望ましい <input type="checkbox"/> ☒ 「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」に可能な限り配慮すること

※ 上記以外にも、入所者が快適に過せるよう十分配慮した計画とすること。

○ ユニット型として適切でない共同生活室と居室の配置例



○ 2方向以上から介助ができる浴槽の配置例



○ 「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」

認知症の人にもやさしいデザインとは、認知症の人だけではなく高齢者の方々の視点から考えられたユニバーサルデザインです。「記憶に頼らず行動できる空間づくり」「安心して自分で選べる居場所づくり」を基本的な考え方として、より過ごしやすい環境を整えるための30のポイントをまとめています。

(掲載場所)

福岡市ホームページ

【福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 認知症 > 認知症の人にもやさしいデザイン】

URL :

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/dementia/health/00/04/ninntichoudesign/3-040106.html>

(2) 土地及び建物について

特別養護老人ホームを安定的に運営していただくためには、設置に必要な土地及び建物のいずれについても、所有権を有していることが原則です。

ただし、一定の要件を満たす場合は、土地及び建物の貸与を受けての設置が可能ですので、個別にお問い合わせください。なお、賃貸借の場合は、原則として50年以上の賃貸借契約期間を設定の上、登記してください。

整備予定地及び建物に抵当権や根抵当権が設定されている場合は、原則として、事業開始前に抹消可能であること。事業開始後に運営資金等の借入れを目的とした抵当権・根抵当権の設定は認められません。

ただし、補助事業者が当該施設整備を目的として購入した土地に係る抵当権については、抹消しなくても差しつかえありません。(この場合でも根抵当権は不可)。

### (3) 人員基準

特別養護老人ホームの人員基準概要を記載しています。詳細については、福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び同条例施行規則、並びに福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び同条例施行規則等をご確認ください。（一部の職種について、一定の条件の下に、人員配置が緩和される場合等があります。）

また、福岡市では、認知症の人とのコミュニケーションケア技法であるユマニチュード®の普及に取り組んでいます。介護に携わる職員が、実際の業務でユマニチュード®を活用できるよう、積極的な導入を図った計画としてください。

職種	資格要件・配置基準等	
施設長	下記のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者 (3) 上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者（施設長資格認定講習会修了者）	
医師	・入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための必要な数	
生活相談員	・入居者の数が100又はその端数を増すごとに1以上、かつ、下記のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (2) 上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者	
看介護職員	・総数は、常勤換算方法で、入居者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置 ・夜間及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置	
看護職員	・入居者の数が30人まで 常勤換算方法で1以上 ・入居者の数が31人～50人 常勤換算方法で2以上 ・入居者の数が50人～130人 常勤換算方法で3以上	1人以上 常勤
介護職員	・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 ・ユニットリーダー研修受講者を2人以上（研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ職員を決めてもらうことで足りる）	
栄養士 又は管理栄養士	・1以上	
機能訓練指導員	・下記のいずれかの資格を有する者を1以上 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（配属の事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	
介護支援専門員	・専ら従事する常勤の者を1以上	

## 7 資金計画について

### (1) 建設総事業費

建設総事業費は、建設自己資金、補助金及び借入金により確保されることとします。

なお、補助金の交付を受けずに整備を行う場合も、補助対象案件と同様の審査手続きとなります。

また、用地を新たに購入する場合及び用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、施設整備自己資金同様の挙証資料（残高証明書、贈与契約書など）を提出することとします。なお、協議書に添付する見積書は、設計業者によるものとします。

#### 建設自己資金

建設自己資金として、建設総事業費（併設事業所含む）の10パーセント以上の現金（預金）を確保していることとします。

#### 補助金

令和7年度整備にかかる補助金基準単価は次のとおりです。市及び県の補助金要綱の改正により単価等が変更される場合があります。

また、補助金は、国、県、市とも予算の範囲内において額が決定されるため、補助が実施されない場合がありますのでご注意ください。国等の補助制度の変更や財政事情により、資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分な余裕をもった資金計画としてください。

なお、建物の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合は、整備費補助対象とはなりませんのでご注意ください。

### ① 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業

地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室について、定員1人あたり3,904千円を乗じた額に、1ユニットあたり11,060千円又は2ユニット以上整備する場合22,120千円を加算した額が補助額となります。

定員1人あたり	3,904千円	
※以下の事業を併設する場合 小規模多機能型居宅介護 認知症高齢者グループホーム 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 施設内保育施設	4,099千円	県費
1ユニット	10,890千円	
2ユニット以上	21,780千円	市費

例) 定員29名の場合  $3,904 \text{千円} \times 29 \text{名} + 21,780 \text{千円} = 134,996 \text{千円}$

※の事業を併設する場合  $4,099 \text{千円} \times 29 \text{名} + 21,780 \text{千円} = 140,651 \text{千円}$

## ② 広域型の特別養護老人ホーム整備事業

定員1人あたり3,904千円を乗じた額が補助額となります。  
(ショートステイ用居室は対象外)

定員1人あたり	3,904千円	市費
---------	---------	----

## ③ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料を補助します。

定員1人あたり731千円を乗じた額が補助額となります。（ショートステイ用居室を含む）（地域密着型及び広域型共通）

定員1人あたり	731千円	県費
---------	-------	----

## ④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業

用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。

当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1（路線価の設定のない土地については、国税庁の定める倍率方式により算定した価格の2分の1）の額と、補助対象経費の実支出額を比較し、少ない方の額に交付率2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とします。

## 借入金

- ① 借入先は、独立行政法人福祉医療機構又は民間金融機関からとします。ただし、民間金融機関（独立行政法人福祉医療機構との協調融資を除く）からの借入先において基本財産を担保に供する場合には、福岡市の承認を得る必要があります。
- ② 償還については、介護保険収入及び居住費等から償還することとし、これらの収入から無理なく償還できる範囲内で借入を計画してください。  
※ 福祉医療機構から貸付を認められない場合もあります。
- ③ 借入金に係る借入利子に対する公的補助は実施していません。



## (2) 運営資金

運営に係る自己資金として、計画年間事業費の12分の2(2か月分)以上の現金(預金)を確保していることとします。

※ 介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね3か月程度を要することから、実際には、その間の運転資金と併せて、当初の入居や利用人数に比例した収入の不足分もつなぎ資金として準備する必要があります。

建設・運営自己資金については、応募書類提出時及びそれ以降も、確実に自己資金を有していることとします。なお、借入による資金は自己資金とは認められません。

自己資金の確保は、施設建設及びその後の健全な施設運営のためにも重要であり、協議書提出資料(令和6年8月1日現在)のほか、随時に残高証明書により確認します。(令和6年8月1日時点で資金が確保できていない場合は、その後協議書提出締切日までに資産売却等により現金・預金を確保したことが証明できる書類を添付することとします。)

## (3) 補助金の交付を受ける際の注意事項

### ① 入札について

整備費補助の交付を受ける建設工事は、補助事業となりますので、福岡市が行う公共工事の取扱いに準じて行うこととします。具体的には、施工業者を福岡市の基準に準じた方法により工事額ランクに応じた指定業者の中から指名し、選定した複数の事業者による入札によって施行業者を決定することになります。

また、開設準備経費等の補助も同様に、入札により契約締結業者等を決定していただきます。

### ② 処分制限について

補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡、抵当権の設定等の財産処分を行うことのないようにしてください。

処分制限期間を経過する前に、補助財産を処分する場合には、福岡県知事等の事前の承認と、原則として補助金の返還が必要となります。

なお、補助財産を取得するために抵当権を設定する場合は、ご相談ください。

### ※ 処分制限期間の例

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47年
	金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る)		34年

### ③ 補助金交付申請等の手続きの詳細

採択事業者に対し、審査結果通知後に関係資料を送付します。

## 8 法人について

新たに社会福祉法人の設立を予定する場合は、選定委員会で計画が「採択」とされ、事業実施の見込みが確実となった後に、法人設立認可のための審査を行うこととなります。創設法人の内容についても施設選定における審査事項であるため、今回の協議書提出時に法人設立に関する関係資料を添付する必要があります。

なお、既存の社会福祉法人につきましても、公募採択後、各所管課と協議を行ってください。

### (1) 基本財産について【概要】

特別養護老人ホームは、社会福祉施設であるため、原則として整備予定の土地及び建物は社会福祉法人の基本財産としなければなりません。なお、整備予定の土地及び建物を賃借する場合は、特定預金等 1,000 万円以上に相当する資産を基本財産として有していることが必要です。

### (2) 役員等について【概要】

#### ① 役員等について

次に掲げる者は、評議員又は役員（理事・監事）となることはできません。

ア 法人

イ 成年後見人又は被保佐人

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団等の反社会的勢力の者

#### ② 評議員について

ア 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することが必要です。

イ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族のほか、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者も含まれてはなりません。

#### ③ 理事について

理事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ・社会福祉事業の経営に識見を有する者
- ・当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・社会福祉法人が設置する施設の管理者

④ 監事について

- ア 監事は、当該社会福祉法人の理事、評議員又は職員を兼ねることはできません。
- イ 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。
  - ・ 社会福祉事業について識見を有する者
  - ・ 財務管理について識見を有する者
- ウ 監事は、2人以上でなければなりません。
- エ 監事には、各役員配偶者又は3親等以内の親族のほか、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません。
- オ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望まれます。

(別紙1)

## 特別養護老人ホーム整備状況（日常生活圏域別）（令和6年4月1日現在 整備・計画済）

圏域番号	小学校区	施設数	定員	特別養護老人ホーム 未整備圏域
東第1-1	勝馬・志賀島・西戸崎	1 西戸崎創生園	80	
東第1-2	奈多・三苫・和白	1 奈多創生園	330	
東第2	美和台・和白東	0	0	未整備圏域
東第3	香住丘・香椎	1 さんすまいる唐原	86	
東第4	香陵・千早・千早西	1 フレンドビーチ千早	29	
東第5	舞松原・若宮	1 聖家族の家 若宮	50	
東第6	青葉・八田・多々良	4 光薫寺ピハーク なごみの里 いきいき八田 つくしの里	286 110 74 73 29	
東第7	名島	1 シエル名島	100	
東第8	箱崎・東箱崎・馬出	1 いきいき箱崎	29	
東第9	香椎下原・香椎東	1 すこやか	100	
東第10	照葉・香椎浜・城浜・照葉北	2 アイランドシティ照葉 照葉	129 100 29	
東第11	松島・筥松	1 サンシャイン	50	
博多第1	千代・博多	2 博多さくら園 アットホーム福岡	150 50 100	
博多第2	東光・堅粕	1 マザーハート	48	
博多第3	東住吉・春住・住吉	1 シティケア博多	100	
博多第4	席田・月隈・東月隈	3 洗寿園 月隈愛心の丘 アットホーム博多の森	279 100 80 99	
博多第5	板付北・板付	3 りんごの家 アットホーム諸岡 (仮称)アットホーム板付	138 29 80 29	
博多第6	那珂・弥生・宮竹	1 ケアイン博多	70	
博多第7	三筑・那珂南	2 薔薇の樹苑 りんごの丘	120 70 50	
博多第8	東吉塚・吉塚	0	0	未整備圏域
中央第1	当仁・福浜・南当仁	1 はなみずき園	50	
中央第2	舞鶴	1 ライフケア大手門	70	
中央第3	高宮・春吉・赤坂・警固	1 煌奏館	90	
中央第4	笹丘・草ヶ江・鳥飼	1 梅光園	75	
中央第5	平尾・小笹	1 おざさ	29	

圏域番号	小学校区	施設数	定員	特別養護老人ホーム 未整備圏域
南第1	玉川・塩原	1 おおはし徳巢	100	
南第2	長丘・長住・西長住	2 シティケア長住 鹿助荘	50 60	
南第3	三宅・野多目	2 花の季苑 (仮称)ウイステリア福岡	70 90	
南第4	宮竹・高木・横手・日佐	2 回生園 回生園貳番館	50 80	
南第5	弥永・弥永西	1 ムーンシャドウ	100	
南第6	老司・鶴田	1 松月園 (仮称)松月園	30 20	
南第7	花畑・柏原	4 花畑ホーム 第2花畑ホーム ライフケア柏原 恵	110 80 72 29	
南第8	若久・大池	1 グッドライフ野間	29	
南第9	西高宮・大楠	1 市崎の杜	80	
南第10	筑紫丘・東若久	1 光の丘	63	
南第11	東花畑・西花畑	1 藤ヶ丘荘	29	
城南第1	城南・別府・鳥飼	3 飛鳥 白熊園 よりあいの森	50 80 26	
城南第2	七隈・金山	1 城南の杜	80	
城南第3	片江・南片江	1 油山緑寿園	100	
城南第4	堤・堤丘・西長住	2 油山福祉の里 陽だまり	50 29	
城南第5	田島・長尾	1 ケアタウン茶山	80	
早良第1	高取・室見	1 高取	100	
早良第2	原・大原・小田部・原北	1 けやき	81	
早良第3	有住・原西	1 ラ・ポール有田	100	
早良第4	有田・賀茂	1 次郎丸の里	54	
早良第5	飯原・飯倉中央・飯倉	3 たちばな まきの木 サンシャインセンター	46 29 70	
早良第6	四箇田・入部	2 ライフケアしかた 香楠荘	80 65	
早良第7	早良・内野・脇山	2 恵風苑 さわらふれあいの里	100 70	
早良第8	百道浜・西新・百道	1 あおぞら	50	
早良第9	田隈・田村・野芥	1 サンシャインブラザ	100	

圏域番号	小学校区	施設数	定員	特別養護老人ホーム 未整備圏域
西第1	愛宕・愛宕浜・姪北・能古・小呂	1 能古清和園	80	
西第2	内浜・姪浜・福重・玄界	3 マイナスハウス福重 ディグニティ内浜 初花	178 29 100 49	
西第3	西陵・城原	0	0	未整備圏域
西第4	壱岐南・金武	5 愛信園 マナハウス サンガーデン あおい (仮称)かあむ茜月	303 100 69 29 76 29	
西第5-1	今宿・玄洋	2 松生園 七樹苑	141 70 71	
西第5-2	今津・北崎	3 大寿園 今津創生園 海の花	208 150 29 29	
西第6	石丸・下山門	1 下山門	100	
西第7	壱岐・壱岐東	3 リハモール福岡 ウェストヒル創生園 なの国	212 72 60 80	
西第8	周船寺・元岡・西都	4 歴史の里 寿生苑 美の里 いと楽し	209 50 80 29 50	
計		93	6,481	